

令和 8 年度第 1 回小田原市国民健康保険運営協議会 次第

日時：令和 8 年 5 月 14 日（木）

午後 2 時 00 分から

場所：小田原市役所 6 階 601 会議室

1 委嘱式

2 開会

3 議題

(1) 協議事項

協議第 1 号 令和 8 年度小田原市国民健康保険料率（案）について（資料 1）

協議第 2 号 片浦診療所の施設・管理運営に係る進捗状況等について（資料 2）

(2) その他

次回開催予定日時 令和 8 年 8 月 20 日（木） 午後 2 時から

協議予定事項

- ・令和 7 年度小田原市国民健康保険事業特別会計決算（案）について
- ・令和 7 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計決算（案）について
- ・片浦診療所の施設・管理運営の検討状況について

4 閉会

小田原市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和8年4月1日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表 (4人)	たかはし のりひろ 高 橋 則 宏	自治会総連合
	おぎの ゆり 荻 野 由 里	健康おだわら普及員 連絡会
	もりや ひろゆき 守 屋 浩 行	市民公募
	おき かよこ 沖 加 代 子	市民公募
保険医又は保険薬剤師代表 (4人)	すずき まさひこ 鈴 木 正 彦	医師会
	いしい ひろし 石 井 博 司	医師会 (新任)
	そね ひであき 曽 根 秀 明	歯科医師会
	うるしばた しゅんすけ 漆 畑 俊 哉	薬剤師会
公 益 代 表 (4人)	はせがわ よしはる 長 谷 川 嘉 春	小田原保健福祉事務所
	ほんだ たかし 本 田 耕 士	民生委員児童委員協議会
	○ た な か あきら 田 中 章	シルバー人材 センター
	◎ ふじさわ たかのり 藤 澤 隆 則	社会福祉協議会
被用者保険等保険者代表 (1人)	うえまつ としみ 植 松 敏 美	全国健康保険協会 神奈川支部

◎…会長 ○…副会長

任 期 令和7年7月1日 ～ 令和10年6月30日

令和8年度第1回小田原市国民健康保険運営協議会
事務局職員名簿

	職 名	氏 名	
事務局	福祉健康部 健康増進担当部長	いし い とし ふ み 石井 敏文	○
	福祉健康部 副部長	いざ わ ゆ み こ 井澤 由美子	○
	保 險 課 長	みの み や やす ゆ き 蓑宮 康之	○
	保 險 課 副 課 長	ゆ か わ ひろ し 湯川 裕司	
	保 險 課 副 課 長	は や の ま さ や 早野 昌哉	
	保 險 課 長 保 險 料 係 長	は ら か ず あ き 原 一 晃	○
	保 險 課 長 国 民 健 康 保 險 係 長	せ と きょう こ 瀬戸 香子	
	保 險 課 担 当 監	き む ら ま さ し 木村 昌史	○
	保 險 課 主 査 保 險 料 係 主 査	こ た け ま ゆ み 小竹 真弓	
	保 險 課 主 査 国 民 健 康 保 險 係 主 査	いん どう か ず ひろ 犬童 一博	
	保 險 課 主 事 国 民 健 康 保 險 係 主 事	た じ ま た か あ き 田島 昂明	
	保 險 課 主 事 国 民 健 康 保 險 係 主 事	た な か み さ と 田中 美里	

協議第 1 号

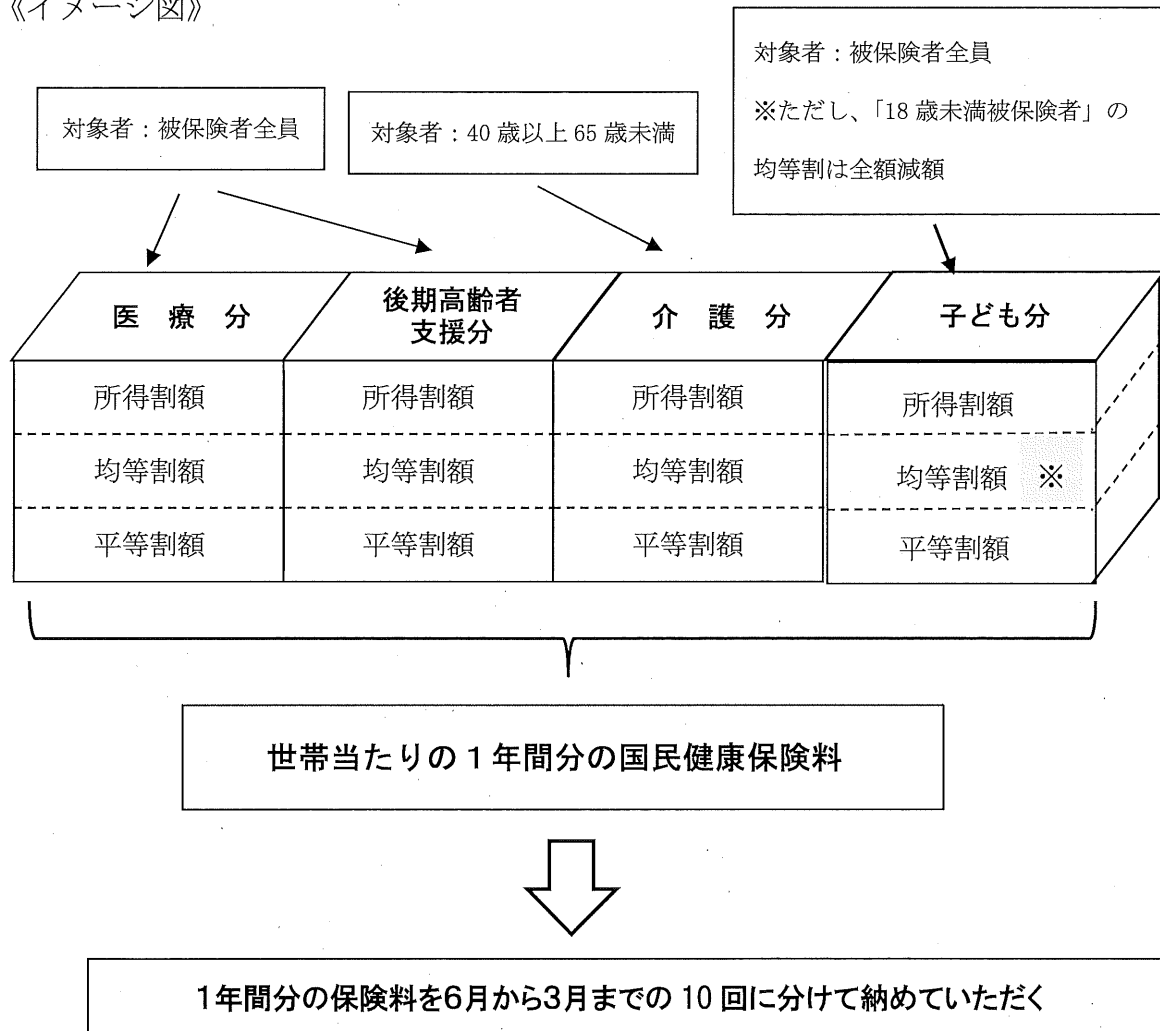
令和 8 年度小田原市国民健康保険料率
(案) について

国民健康保険料の算出方法等について

1 国民健康保険料の構成

国民健康保険料は、『基礎賦課分（医療分）』、『後期高齢者支援金分』、『介護納付金分』、『子ども・子育て支援納付金分』で構成される。

《イメージ図》



所得割額とは・・・被保険者の前年中の所得金額に定率を乗じた額

均等割額とは・・・被保険者 1 人当たりの定額負担金

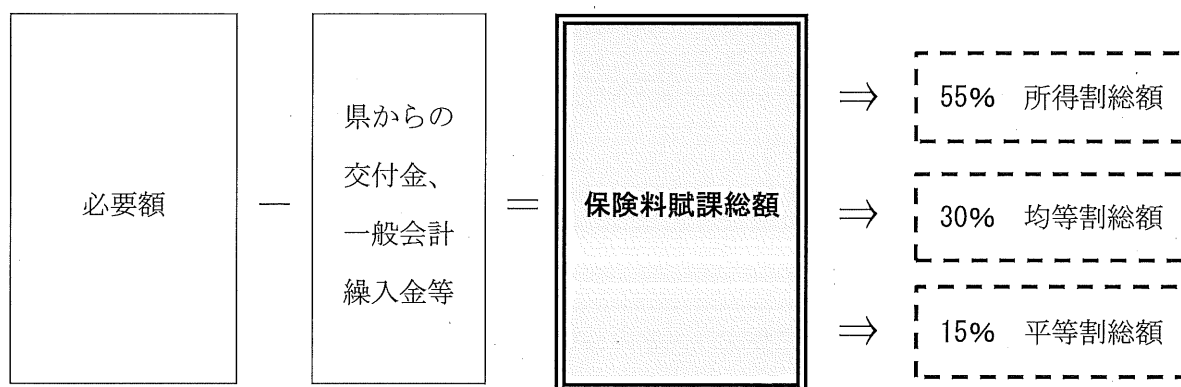
※18 歳以上均等割とは（子ども分のみ）

・・・免除された 18 歳未満被保険者の均等割を 18 歳以上被保険者に賦課したもの

平等割額とは・・・1 世帯当たりの定額負担金

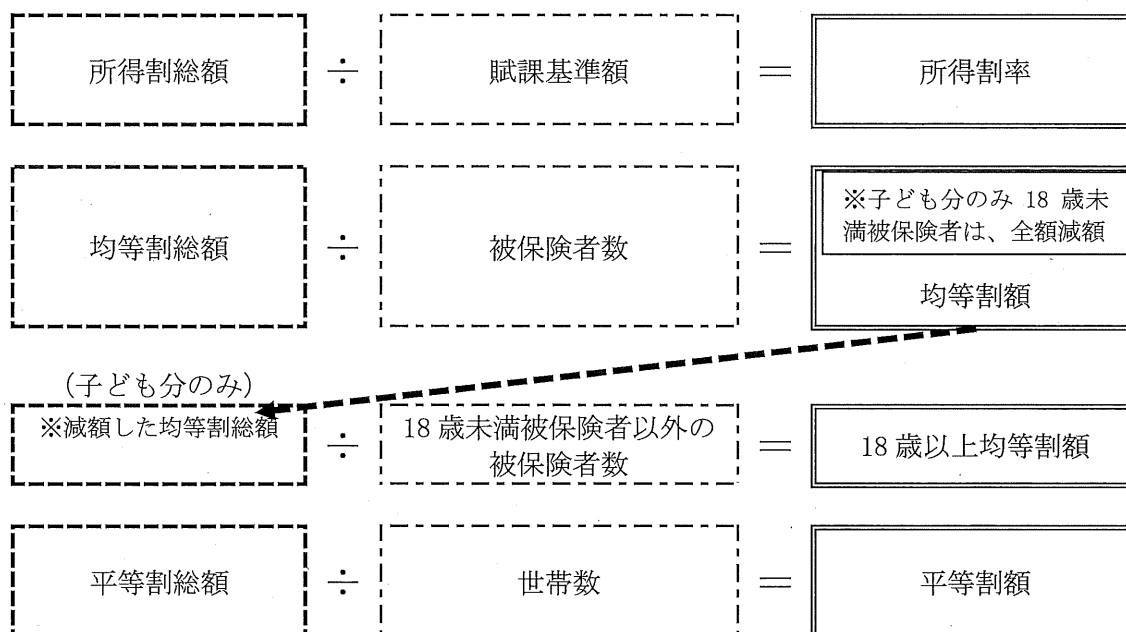
2 国民健康保険料率の算出方法

医療分、後期分、介護分、子ども分それぞれ保険料賦課総額（加入者に納めていただく保険料の賦課総額）を算出し、その額から、小田原市国民健康保険条例で定められた割合に基づき、所得割総額、均等割総額、平等割総額を算出する。



次に、上記で算出された所得割総額、均等割総額、平等割総額を、それぞれ賦課基準額※、被保険者数、世帯数で除し、所得割率、均等割額、平等割額を算出する。

※ 賦課基準額…総所得金額等から住民税の基礎控除（43 万円）を差し引いた額



令和8年度の制度上の変更点（国民健康保険法施行令の一部改正）

1 子ども・子育て支援納付金分が創設されました。

医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分に加え、新たに子ども・子育て支援納付金分が創設され、賦課・徴収されます。

2 賦課限度額が引き上げられました

保険料の上限金額である賦課限度額が、引き上げられました。

令和7年度	令和8年度
医療分：660,000円	医療分： <u>670,000円</u>
後期高齢者支援分：260,000円	後期高齢者支援分：260,000円
介護分：170,000円	介護分：170,000円
合 計：1,090,000円	子ども分： <u>30,000円</u>
	合 計： <u>1,130,000円</u>

3 軽減対象世帯の所得の基準が変わりました

世帯（世帯主とその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者^{※1}）の前年の所得金額の合計が軽減基準額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

この軽減基準額の算定方法が、次のとおり変更となりました。

	軽減基準額	
	令和7年度	令和8年度
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} −1)	43万円 +10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} −1)
5割軽減	43万円 +30万5千円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数−1)	43万円 + <u>31万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数−1)
2割軽減	43万円 +56万×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数−1)	43万円 + <u>57万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数−1)

※1 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者

※2 給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

国民健康保険 被保険者数及び世帯数の推移

被保険者数（各年度 4 月 1 日現在）

	被保険者	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	対前年度比
医療分 後期高齢者支援分	一 般	36,924 人	35,603 人	33,946 人	33,134 人	△812 人
介護分 (40～64 歳)	一 般	11,942 人	11,787 人	11,518 人	11,557 人	39 人

世帯数（各年度 4 月 1 日現在）

	被保険者	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	対前年度比
医療分 後期高齢者支援分	一 般	25,171 世帯	24,657 世帯	23,844 世帯	23,480 世帯	△364 世帯
介護分 (40～64 歳)	一 般	10,408 世帯	10,316 世帯	10,106 世帯	10,128 世帯	22 世帯

国民健康保険料率（案）

医療分（国民健康保険に加入している方の医療費等に充てられます）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)	対前年度比	(参考) 標準保険料率
所得割率	7.06%	7.04%	7.17%	0.13ポイント	7.29%
均等割額	23,442 円	26,417 円	27,645 円	1,228 円	29,302 円
平等割額	19,238 円	18,805 円	19,506 円	701 円	21,486 円

後期高齢者支援分（後期高齢者医療制度に加入している方の医療費等に充てられます）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)	対前年度比	(参考) 標準保険料率
所得割率	2.93%	2.88%	2.82%	▲0.06ポイント	2.75%
均等割額	8,756 円	10,816 円	10,790 円	▲26 円	10,995 円
平等割額	6,910 円	7,699 円	7,613 円	▲86 円	8,062 円

介護分（介護保険の介護サービス費に充てられます） ≪40歳以上65歳未満の方が対象≫

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)	対前年度比	(参考) 標準保険料率
所得割率	2.60%	2.69%	2.71%	0.02ポイント	2.65%
均等割額	9,876 円	10,822 円	10,862 円	40 円	10,998 円
平等割額	5,883 円	6,167 円	6,198 円	31 円	6,258 円

子ども・子育て支援金分（子ども・子育て支援金制度に充てられます）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)	対前年度比	(参考) 標準保険料率
所得割率	－	－	0.28%	－	0.29%
均等割額	－	－	1,108 円	－	1,158 円
18歳以上均等割			52 円		53 円
平等割額	－	－	782 円	－	850 円

国民健康保険料(年額)の計算例

種 類	所得割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
医療分	7.17%	27,645 円	19,506 円	670,000 円
後期高齢者支援分	2.82%	10,790 円	7,613 円	260,000 円
介護分	2.71%	10,862 円	6,198 円	170,000 円
子ども子育て支援金分	0.28%	1,160 円	782 円	30,000 円

ケース1 夫・妻(40歳以上65歳未満)、子ども1人(18歳以上40歳未満)の3人世帯

収入：夫の給与収入 2,000,000 円

賦課基準額：890,000 円 ⇒ 5割軽減対象

医療分・支援分・子ども分人数：3人 介護分人数：2人

軽減：5割

(単位：円)

	令和 7 年度				令和 8 年度(案)			
	所得割額	均等割額	平等割額	計※	所得割額	均等割額	平等割額	計※
医療	62,656	39,624	9,402	111,600	63,813	41,466	9,753	115,000
支援	25,632	16,224	3,850	45,700	25,098	16,185	3,806	45,000
介護	23,941	10,822	3,083	37,800	24,119	10,862	3,099	38,000
子	-	-	-	-	2,492	1,740	391	4,600
合 計				195,100	合 計			202,600 (+7,500)

ケース3 単身世帯（65歳以上）

収入：年金収入 1,200,000 円

所得：100,000 円 ⇒ 7割軽減対象

賦課基準額：0 円

医療分・支援分・子ども分 人数：1 人

介護分人数：0 人

軽減：7 割

(単位：円)

	令和7年度				令和8年度(案)			
	所得割額	均等割額	平等割額	計※	所得割額	均等割額	平等割額	計※
医療	0	7,925	5,641	13,500	0	8,293	5,851	14,100
支援	0	3,244	2,309	5,500	0	3,237	2,283	5,500
介護	0	0	0	0	0	0	0	0
子	-	-	-	-	0	347	234	500
合 計				19,000	合 計			20,100 (+1,100)

※100 円未満切捨て

ケース4 単身世帯（40歳未満）

収入：給与収入 10,000,000 円

賦課基準額：7,620,000 円

医療分・支援分・子ども分人数：1 人 介護分人数：0 人

軽減：なし

(単位：円)

	令和7年度				令和8年度(案)			
	所得割額	均等割額	平等割額	計※	所得割額	均等割額	平等割額	計※
医療	536,448	26,417	18,805	581,600	546,354	27,645	19,506	593,500
支援	219,456	10,816	7,699	237,900	214,884	10,790	7,613	233,200
介護	0	0	0	0	0	0	0	0
子	-	-	-	-	21,336	1,160	782	23,200
合 計				819,500	合 計			849,900 (+30,400)

※100 円未満切捨て

協議第2号

片浦診療所の施設・管理運営に係る進
捗状況等について

片浦診療所の施設・管理運営に係る進捗状況等について

1 進捗状況

	事 項	内 容
施設整備	移転（既存施設の一部間借り等を含む）	・ 片浦診療所周辺の公共及び民間施設はいずれも使用中であるほか、一部施設には開発許可に係る接道幅員の不足箇所がある。 ・ 片浦診療所周辺で移転可能な用地を調査中。
	現地（建替え）	・ 道路後退が必要となり、建物等整備の用地が減る。 ・ 建て替えに開発許可を要するが、許可には土砂災害警戒区域の指定解除が必要となる。
	現地（補修対応）	・ 経年劣化による歪みや雨漏りが発生しているが、建物の形状を変えない程度の改修は可能。 ・ バリアフリー化（建物入口と前面道路との段差等）の実施が見込めない。
管理運営	診療時間の活用	・ 令和8年5月から、徒歩圏内の往診を実施。 ・ オンライン診療等、有効な活用策を検討中。
	診療科目の追加	・ 派遣医師の団体と相談中。
	医師の安定的配置	・ 令和8年4月から、派遣医師の日数を月4回に増やし、所長医師の負担を軽減。

2 スケジュール（想定）

施設を移転し、指定管理者制度を導入した場合のスケジュール（想定）は次のとおり。

年度	施設整備	管理運営
n-4 年度	測量、不動産鑑定等	
n-3 年度	用地取得または借上げ	導入方針の検討
n-2 年度	基本設計	導入方針の決定、設置管理条例の改正
n-1 年度	実施設計	指定管理者の選定・指定
n 年度	着工・竣工	指定管理の開始